

吉岡町いじめ防止基本方針

令和8年4月改定版

吉岡町教育委員会

はじめに

児童生徒が健やかに成長することは、町民全ての願いである。いじめは児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害したり、健全な発達に重大な影響を及ぼしたりするなど、心身の成長や人格の形成を妨げるとともに、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

この事態に対し、国は平成25（2013）年9月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」（平成25年法律第71号）を施行し、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他関係者との連携のもと、いじめの問題の克服を目指す考えを定めた。群馬県においては平成25（2013）年12月に「群馬県いじめ防止基本方針」を策定し、平成29年（2017）年12月に改定している。

いじめの問題の解決には、第一に児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが必要である。本町においては、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、いじめ問題を深刻な社会問題として捉え、「いじめはいつでも誰にでも起こりうること」の認識のもと、日頃からいじめの未然防止・早期発見・早期対応を図っている。県内12地区に分かれ、高校生も交えて毎年開催される「いじめ防止フォーラム」に町内三校の代表児童生徒が参加するとともに、町独自でいじめの問題などについて考える「吉岡町こども会議」を定期的で開催し、児童生徒自らがいじめ等を身近な問題として捉え、その根絶や学校における課題の解決に向けて主体的に取り組んでいるところである。

また、いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係諸機関の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが肝要である。

本町では、いじめ防止等のための取組の一層の充実を図り重大事態に対処するため、法第14条、第28条及び第30条に基づき、令和4（2022）年9月、町が設置する吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会及び吉岡町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定める「吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例」を施行するとともに、同年9月、教育委員会において「吉岡町いじめ問題対策連絡協議会規則」並びに「吉岡町いじめ問題対策専門委員会規則」を制定した。

そこで、令和5年3月に「吉岡町いじめ防止基本方針」の全面的な見直しを行うとともに、いじめの問題に関係諸機関と連携しながら、町、学校、地域が一体となって取り組み、本町のいじめ防止等の各種対策を一層効果的かつ実効的に推進するため、「吉岡町いじめ防止基本方針」を改定した。

令和8年4月、本基本方針「第5章 推進にあたっての留意事項 1 基本方針の見直し」の内容と改定後3年間の学校現場での実践上の課題等を踏まえ、内容の整理と関係各機関の名称変更等に照らし更なる改定を加えた。

令和8年4月

吉岡町教育委員会

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	1
1 いじめの定義.....	1
2 いじめの理解.....	2
3 町の基本理念.....	3
第2章 いじめ防止等に関する組織.....	4
1 町の組織.....	4
(1) 教育委員会事務局「児童・生徒支援チーム」.....	4
(2) 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会.....	4
(3) 吉岡町いじめ問題対策専門委員会.....	4
(4) 吉岡町いじめ問題再調査委員会.....	5
2 学校の組織.....	6
(1) 学校いじめ対策組織.....	6
《いじめ防止等に関する組織体制関係図》.....	7
第3章 教育委員会及び学校の取組.....	8
1 教育委員会の施策.....	8
(1) いじめの防止.....	8
【専門的知識を生かしたいじめ防止等の対策】.....	8
【児童生徒の主体的な活動の推進】.....	8
【道徳教育及び体験活動の充実】.....	8
【学校のいじめの防止・発生時の対応等の取組の確認と支援】.....	8
(2) いじめの早期発見.....	9
【インターネット上のいじめへの対応】.....	9
【教職員向けの研修会】.....	9
(3) いじめへの対処.....	9
【定期的な調査・報告】.....	9
【「児童・生徒支援チーム」の学校派遣】.....	9
【学校間の連携協力体制の整備】.....	10
【警察との連携】.....	10
【出席停止制度の適切な運用】.....	10
(4) 地域や家庭、関係機関との連携.....	10
【家庭への支援及び啓発】.....	10
【学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制構築】.....	10

【「学校支援ボランティア」との連携】	11
(5) その他.....	11
【学校運営改善への支援】	11
2 学校の施策.....	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	12
(2) いじめの未然防止と予防.....	13
(3) いじめの認知及び情報共有.....	14
(4) いじめに対する組織的な対応・対処.....	14
(5) 地域や家庭、関係機関との連携.....	15
(6) 「いじめ解消」についての考え方.....	15
①いじめに係る行為が相当の期間止んでいること.....	16
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと.....	16
《学校におけるいじめに対する対処フローチャート図》	17
第4章 重大事態への対処.....	17
1 重大事態の発生と調査.....	18
(1) 重大事態の捉え方.....	18
(2) 重大事態への基本的な対処方針.....	18
(3) 学校における具体的対処.....	19
①いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合.....	19
②いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合.....	19
(4) 教育委員会・町の具体的対処.....	20
《自殺の背景等の調査における留意事項》	20
2 調査結果について.....	22
(1) 調査結果の提供及び報告.....	22
(2) 町長による再調査及び報告.....	22
《重大事態発生時の対処フロー》	23
第5章 推進にあたっての留意事項.....	24
1 基本方針の見直し.....	24
2 基本方針等の公表.....	24
資料	
いじめ防止対策推進法.....	25
吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例.....	31

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条より）

- ・個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめは、多様な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないようにする。
- ・いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際は、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子及び周辺の状態等をきめ細かく観察するなど、客観的に確認する必要がある。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、他校や学童クラブ、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物品等を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の見取りを行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・インターネットやモバイル端末を利用したいじめや SNS に起因したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処もできる。ただし、これらの場合においても、法の定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」で取り上げ、情報を共有することが必要である。

2 いじめの理解

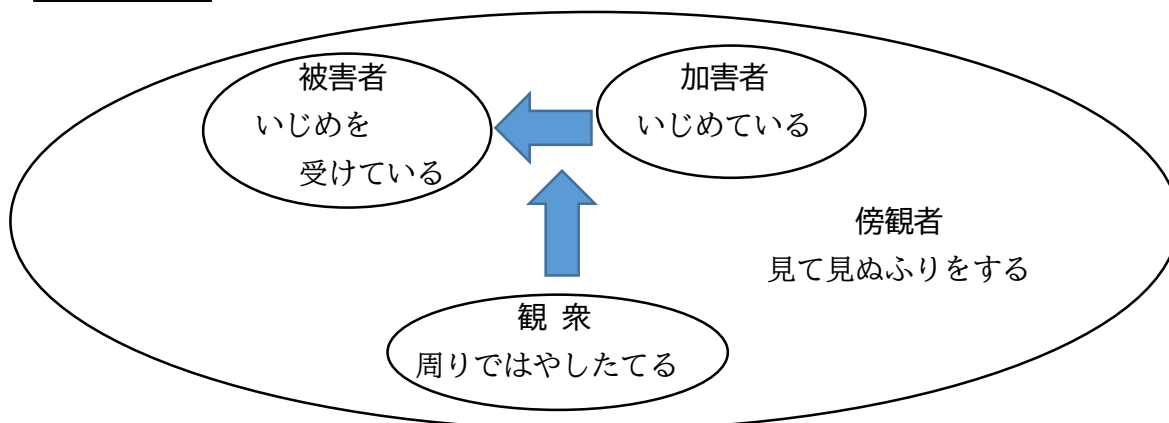
- ・いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴ういじめ」以外の仲間はずれ・無視・陰口・嘲笑などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

※「国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター」の追跡調査によれば、「暴力を伴わないいじめ」については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験が全くない児童生徒は1割程度、加害経験が全くない児童生徒も1割程度ということで、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることが知られている。

- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの児童生徒から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることを認識しておく。
- ・いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。いじめは、このような集団により助長される危険があることを十分理解した上で、望ましい集団づくりに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成することが大切である。

いじめの構造

「群馬県いじめ防止基本方針」p.10の図を改編



- ・いじめは、単にいじめられる子といじめる子の関係だけで捉えることはできない。いじめは、「観衆」や「傍観者」などの周囲の子の反応が大きく影響している。
- ・いじめは目に付きにくい時間、場所、態様で行われることが多々ある。そのため、日頃より、多くの大人の目で児童生徒を見守る必要がある。また、児童生徒を見守る時間を意図的に設定することも必要である。
- ・いじめが起きる背景には、家庭の問題、学校の問題等さまざまな問題がある。そのため、きめ細かな児童生徒への聴き取りと、その背景への理解に基づき、指導・対応していく必要がある。

3 町の基本理念

本町は、恵まれた自然と歴史のもと、先人により築かれた礎が実を結び、人口増加を続けている。人口増加率においては県下トップクラスであり、今後もこの傾向が続くと予測され、多方面で住みやすい町として注目されている。町の宝である子どもたちも増加傾向にある。この子どもたちが未来を歩み続けていくためには、今の自分の姿や自分の周囲の人との関わりが大きく影響することは言うまでもない。

子どもたちの姿に目を向けたとき、学校で起きるいじめ問題を見過ごすことはできない。現実的にいじめは、子どもたちの心身の成長を阻害し、他者との良好な関係を築くことを妨げる。我々が子どもたちの間に起きているいじめ問題一つ一つに向き合い、問題を解決していかない限り、本町が目指す「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり吉岡」の実現は遠のく。

いじめ問題を根絶するには、学校と地域が連携して子どもたちに他者の存在の大切さや互いに支え合って生きていくことの重要性を大人自らが示していかなくてはならない。また、子どもたち自身にも、いじめは人の生命を奪ったり、身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあることを主体的に考えていく時と場を意図的に設けていく必要がある。

そこで、法の趣旨、町教育大綱と第3期吉岡町教育振興基本計画及び吉岡町教育委員会教育行政方針を根幹に据え、いじめ防止等に関する基本理念を次のとおりとする。

法第3条及び第9条より

5つの基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめをしません。
- 全ての児童生徒は、いじめとわかっていながら見て見ぬふりをしません。
- 全ての学校は、教育活動全体を通じ、児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ということを教えます。
- 全ての保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます。
- 町、学校、家庭、関係機関等は連携して、いじめ問題を組織的に解決します。

第2章 いじめ防止等に関する組織

1 町の組織

(1) 教育委員会事務局「児童・生徒支援チーム」

- ・教育委員会事務局の「児童・生徒支援チーム」が、学校での対応が困難な事案や、緊急対応を要する事案が発生した場合、学校に出向き直接支援を行う。また、相談窓口として、いじめの相談・通報に対応する。
- ・構成員は、教育委員会事務局長、教育総務室長、学校教育室長、学校教育室長補佐（指導主事）、その他必要と認める者とする。
- ・また本チームは、いじめ事案の態様に応じて「吉岡町いじめ問題対策連絡協議会」を組織する関係機関や群馬県教育委員会と連携し対処する。

(2) 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会

- ・学校及び関係機関等とのいじめ問題にかかる連携を図るために、吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に基づき、「吉岡町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関との連携体制を構築する。
- ・構成する関係機関は、吉岡町小中学校校長会、渋川警察署、群馬県北部児童相談所、前橋地方法務局、吉岡町立学校PTA、吉岡町青少年育成推進員連絡協議会、町健康福祉課、町教育委員会とする。
- ・本協議会では、本町の小中学校でのいじめ等の状況やいじめ防止等の対策について意見を交換するとともに、関係機関や団体相互間の連絡調整を図る。
- ・「児童・生徒支援チーム」からの支援要請を受けた場合、各関係機関は専門的見地を生かし、学校や「児童・生徒支援チーム」と連携しいじめ事案の対処に協力する。

(3) 吉岡町いじめ問題対策専門委員会

- ・本町のいじめの現状に対する対策や、未然防止に関する取組を実効的に行うとともに、重大事態発生時に、教育委員会からの要請を受け、いじめ対策についての専門的な見地から協議及び調査を行うため、条例第10条に基づき、教育委員会の附属機関として「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」を設置する。「児童・生徒支援チーム」による問題解決が困難な事案の場合等、教育委員会が必要と決定した場合、「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」にて当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。また、保護者等が第三者の調査を望んだ場合も、「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」が直接調査にあたる。

- ・当該機関は、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、専門的知識及び経験を有するもの等で構成し、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するために、また事実関係を明確にするために調査する。

(4) 吉岡町いじめ問題再調査委員会

- ・町長は、重大事態に係る教育委員会からの調査結果に不備があると疑われる場合や当該重大事態への対処または同種の事態発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めるとき、条例第17条に基づき、専門的な知識又は経験を有する第三者による附属機関「吉岡町いじめ問題再調査委員会」を設置し、教育委員会の調査結果を再調査する。

2 学校の組織

(1) 学校いじめ対策組織

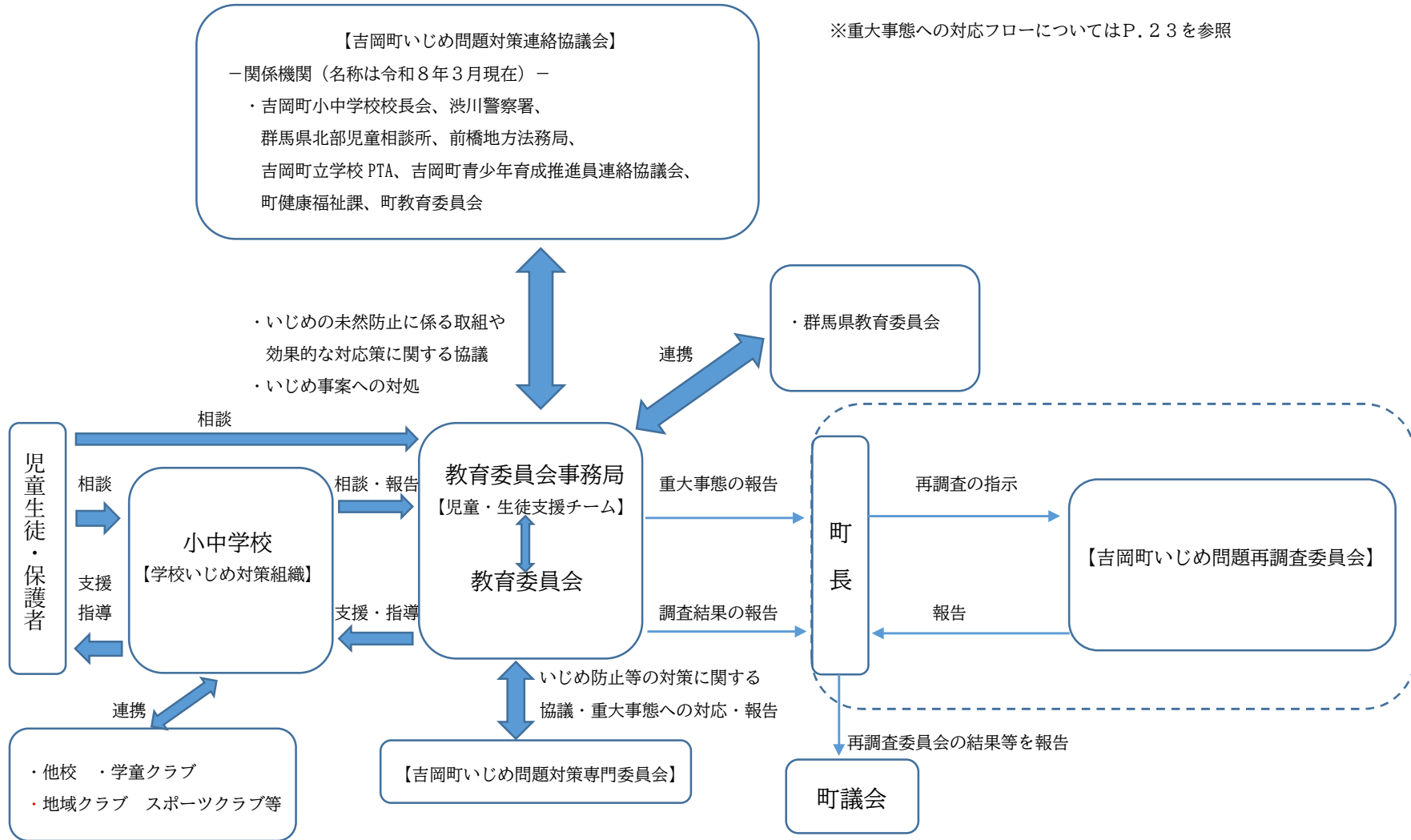
- ・学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、事実確認及び事案への対処等に関する措置を的確かつ組織的に行うため、その中核となる組織として、「学校いじめ対策組織」を置く。構成員は、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、担任・部活動顧問等のほか、心理等の専門的知識を有するものとしてスクールカウンセラーを入れ、その名称とともに学校の実情に応じて学校長が決定する。
- ・特に、とかく見逃したり見過ごしたりしやすい「暴力を伴わないいじめ」の場合、その時の状況等で、例えば「笑うこと」自体が悪か善かの評価は変わるし、人間関係（力関係）も考慮する必要がある。さらに、不特定多数が関わるなどで、その現場での制止や指導が困難な場合もある。このような時こそ、その場に居合わせたり状況を掴んだりした教職員だけで、いじめかどうか、またその後の対応をどうするかを判断することなく、「学校いじめ対策組織」で検討して対応することが不可欠となる。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う場合の中核的役割を担う。
- ・学校外で発生したいじめ事案については、必要に応じて当該いじめが発生した機関（学校、学童クラブ、吉岡町地域クラブ、スポーツクラブ等）と情報を共有しながら連携して対応する。
- ・児童生徒にいじめの疑いが生じた場合には、具体的に次のような役割が考えられる。
 - ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には適時適切に会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、状況の判断、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

※参照 生徒指導リーフ増刊号

「いじめのない学校づくり3 -基本方針を実行化する対策組織の構成と運用-

令和3年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センター

《いじめ防止等に関する組織体制関係図》



第3章 教育委員会及び学校の取組

1 教育委員会の施策

(1) いじめの防止

【専門的知識を生かしたいじめ防止等の対策】

- ・いじめの防止を含む教育相談に応じるため、県から配置されているスクールカウンセラーの勤務時間を町費により増加させて一層充実させるとともに、必要な場合は中部教育事務所のスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- ・教育委員会は、いじめの防止を含む教育相談に対して、町健康福祉課の心理士や社会福祉士等とともに児童相談所、警察等の関係機関と積極的に連携を図り適切に対応する。

【児童生徒の主体的な活動の推進】

- ・いじめの防止に向けて、小中学生による「吉岡町こども会議」の開催や各学校における子ども主体の児童会及び生徒会活動等の支援に努める。
- ・児童生徒が主体となっていじめを防止できるよう、人権集中学習期間における児童生徒の自主的な活動への意欲を高めるよう工夫する。

【道徳教育及び体験活動の充実】

- ・道徳教育においては、いじめ等にかかる子どもの実態を踏まえるとともに、学年の発達段階に応じて効果的にいじめの防止に資する指導となるよう工夫する。
- ・学校だけでなく、町の行事や自治会活動、地域学校協働センターの活動等において子どもの体験的な活動やボランティア活動などの社会奉仕体験活動などの充実を図り、豊かな心の育成に努める。

【学校のいじめの防止・発生時の対応等の取組の確認と支援】

- ・教育委員会は、学校ごとのいじめの認知件数や解消状況などについて、毎月教育委員と事務局との間で確認し合う。
- ・学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、いじめの有無やその認知件数のみで評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有、組織的な対応等が適切になされることを主眼におき指導・助言を行う。

- ・学校からの月例報告の内容や日常の情報交換におけるいじめ発生の状況から、学校の対応状況等を把握するとともに、適切な機会を通じて学校におけるいじめの防止や対応等の取組の充実を支援する。

(2) いじめの早期発見

【インターネット上のいじめへの対応】

- ・児童生徒がインターネットを通じていじめや犯罪、個人情報の流失等の被害にあうことを未然に防止するため、関係機関からの必要な情報を学校へ提供する。
- ・群馬県作成のインターネット利用に関するリーフレット「おぜのかみさま」等を町内全小中学生の各家庭に配布し、インターネット上のトラブルの危険性について啓発する。
- ・インターネットによるメールや掲示板での誹謗中傷は犯罪行為であるという認識のもと、警察との連携を視野に入れて対応する。
- ・教育委員会は、インターネット利用に潜む危険性について啓発するため、学校が児童生徒や保護者を対象としたインターネットの利用に関する安全教室等を開催できるよう支援する。

【教職員向けの研修会】

- ・教育委員会と学校は、町内三校の生徒指導部会を開催し、いじめを含む問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に努める。
- ・教育委員会は、各地で開催されている教育相談・特別支援教育関係の研修会を周知し積極的な参加を促すことで、教職員の資質向上に努める。

(3) いじめへの対処

【定期的な調査・報告】

- ・教育委員会は、国や群馬県の調査、学校からのいじめの認知件数等の報告により、いじめの傾向等を把握し、いじめへの対処について指導・助言を行う。

【「児童・生徒支援チーム」の学校派遣】

- ・学校から定期的にいじめの認知件数等の報告を受け、学校が対応困難な事案には教育委員会事務局「児童・生徒支援チーム」がその問題解決に向けて積極的に関わり、指導・助言をする。また、必要に応じて、中部教育事務所のスクールロイヤーの支援を仰げるよう連携を図る。

【学校間の連携協力体制の整備】

- ・「児童・生徒支援チーム」は、いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめた側の児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう支援する。

【警察との連携】

- ・「児童・生徒支援チーム」は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときに、警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを、学校に指導・助言するとともに、必要に応じて警察と連携し対応にあたる。

【出席停止制度の適切な運用】

- ・いじめた児童生徒が、出席停止が妥当であると判断される場合、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・いじめは様々な要因があることに鑑み、出席停止を命ずる際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

【家庭への支援及び啓発】

- ・町人権教育推進協議会が主催する「園児・児童生徒意見発表会」の毎年開催を支援する。また、同協議会発行の人権作文集「明るい吉岡町」を各家庭に配付し、人権意識・人権感覚の高揚に努めるとともに、いじめの問題やその防止について広く啓発に努める。

【学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制構築】

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、日ごろから「吉岡町学校運営協議会」を活用し、学校と家庭・地域が連携・協働する体制を構築できるようにする。
- ・群馬県教育委員会との連携体制を構築するとともに、学校と「吉岡町いじめ問題

対策連絡協議会」を組織する各関係機関とが、いじめ事案に連携・協働して対処できるようにしておく。

【「学校支援ボランティア」との連携】

- ・多様な機会を通じて「学校支援ボランティア」と学校が連携し、地域の人材や地域での体験活動を生かした道徳教育を工夫し子どもたちの道徳的実践力が身に付くよう、「吉岡町学校運営協議会」や「吉岡町地域学校協働センター」等を活用して支援する。

(5) その他

【学校運営改善への支援】

- ・いじめの防止や的確な認知、解消等には、教職員が児童生徒と向き合う時間の充実を図ることが必要である。町費による学級補助員やマイタウンティーチャー、学校事務員、検診補助員、ICT支援員等の配置を継続・充実させることにより、教職員の多忙な働き方を解消できるよう、学校運営の改善を支援する。

2 学校の施策

学校・教職員の生徒指導の基本書である「生徒指導提要」が22年ぶりに改訂され令和4年12月に公表された。第4章には「いじめ」と題し、法が施行されて以降の学校の取組状況や課題を踏まえ、新たな見地から学校に求められる考え方や施策等について詳細に記されている。

そこでは、法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であることが規定され「いじめ防止」→「早期発見」→「対処」という対応の仕方が明確にされたことと、「生徒指導提要（改訂版）」を貫く「生徒指導の4層構造」の考え方を照らし合わせ、「いじめ対応の重層的支援構造」が示されている。参考として「同（改訂版）」から図を引用する。

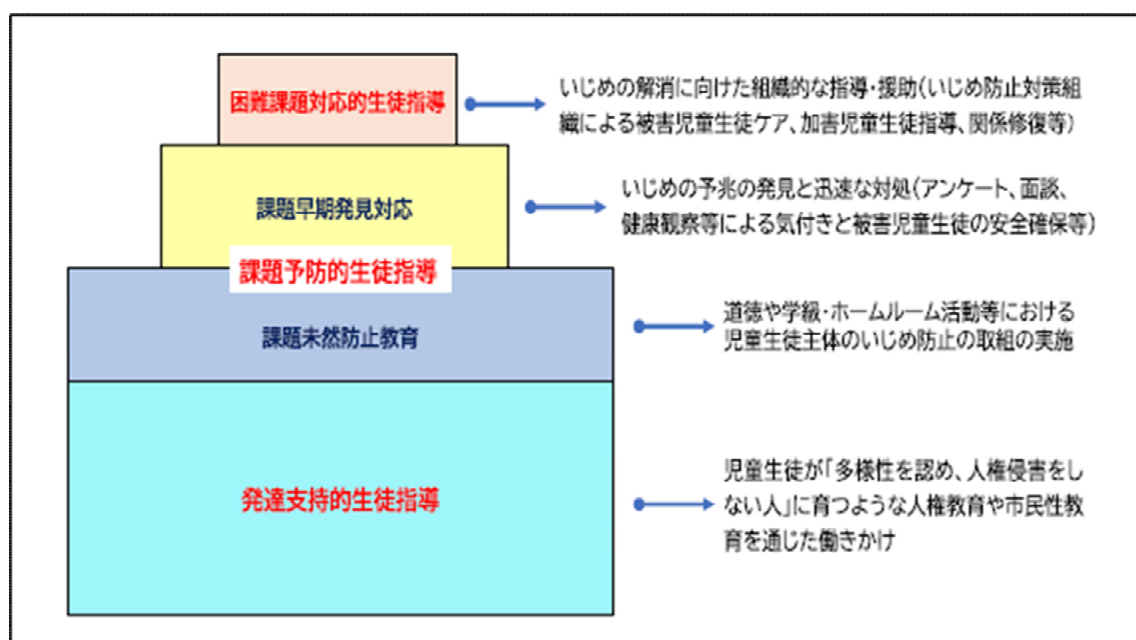


図 いじめ対応の重層的支援構造 「生徒指導提要」(改訂版) 第4章より

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校は、国や群馬県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）、町の基本方針、「生徒指導提要（改訂版）」の考え方（上記参照）等をもとに、学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な考え方や具体的な内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」については、保護者や地域住民に学校のホームページ等で公開する。

(2) いじめの未然防止と予防

- ・群馬県教育委員会発行の「群馬県人権教育充実指針」、「人権教育推進資料」を活用し、日ごろから人権教育の充実を図る。
- ・道徳の時間と体験活動を結びつけた指導の実践を通して、「心の教育」の充実を図るとともに、常時指導を通じて、児童生徒相互の心の通う対人関係の構築を図る。
- ・校長は、定期的に全ての教職員のいじめに対する意識の高揚を図られるよう、意図的・計画的にいじめの予防や指導のあり方について適時適切に取り上げる。
- ・児童会や生徒会等を中心とした「(例)いじめ〇〇集会」の実施など、児童生徒がいじめ問題について考え議論する機会を設けることで、いじめ問題を正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動できるよう指導する。
- ・教職員が、児童生徒一人一人のいじめや各種悩み、困っていること等を把握できる全児童生徒を対象としたアンケート調査を原則として毎月1回実施するとともに、その結果を教職員間で共有できる仕組みを構築し、担任等が個別で抱え込んでしまうようなことのないようにする。
- ・いじめ加害の背景には、ストレスが関わっている可能性があることを踏まえ、自分の思い通りにいかなかった時や気持ちが落ち込んだ時などに適切に対処できるような力を育む指導を意図的に行う。
- ・児童生徒や保護者が悩みを打ち明けられる外部相談機関として「24時間子供SOSダイヤル」や群馬県中央児童相談所発行の【こどもSOSカード】の電話相談、「こどもホットライン24」のメール相談・LINE相談、さらに群馬県総合教育センターの【子ども教育・子育て相談】などを適宜紹介する。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長することがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・学校生活に困り感を抱いている児童生徒や感染症の罹患者や濃厚接触者等、特に配慮が必要と考えられる児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性や養育環境等を踏まえて適切に支援するとともに、教職員間で必要な情報を共有し、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。なお、「県の基本方針p.11」には、「学校における特に配慮が必要な児童生徒へのいじめ防止」として、具体的に「発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒

又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめ」が示されていることに留意する。

(3) いじめの認知及び情報共有

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたり、けんかなど互いのトラブルの態様を呈したりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識して対応する。
- ・児童生徒のささいな兆候や相談、訴えであっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するとともに、いじめを隠したり軽視したりして一人の職員が抱え込むようなことのないよう、「学校いじめ対策組織」と管理職に報告し対応する。
- ・日頃から、児童生徒と信頼関係の構築を図り、心配や悩みを気軽に相談できる関係をつくる。
- ・児童生徒及び保護者が気軽にいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーが行う活動等について周知しておく。
- ・教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報の共有化を図る教職員集団の構築を図る。
- ・定期的に教育相談を実施することで、児童生徒の人間関係の状況等を把握できるようにするとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・児童生徒が自ら毎日の学習や生活の様子、心情、悩み等をタブレット上で記録したり記述したりする「よしログ」の内容に留意し、早期発見に資する。
- ・外部からのいじめに関する情報については広く受け入れ、適切に対応するため些細な情報でも共有できるようにする。

(4) いじめに対する組織的な対応・対処

- ・いじめを発見した場合やいじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）に接したときは、特定の教職員で抱え込まず、いじめかどうかの判断も含め、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し組織を活用して対応する。
- ・いじめの事実を確認できた場合、詳細を確認した上で、速やかにいじめを受けた児童生徒・いじめた児童生徒双方の保護者に報告をする。

- ・いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援については、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去するための指導を心がける。
- ・いじめた児童生徒への指導では、自らの行為の責任を自覚させながら、その児童生徒が抱えた問題や背景に目を向け、当該児童生徒の成長を旨とした指導・支援を行う。また、その保護者に対しては、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応についての理解を求める。
- ・いじめが解決したと思われる場合も、最低3か月間はいじめを受けた児童生徒・いじめた児童生徒の様子をきめ細かく観察する。
- ・いじめを見ていた児童生徒（観衆や傍観者）に対しては、自らの問題として捉えさせ、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や各校のいじめ防止に関する取組等を、学校から積極的に発信・公表する。
- ・地域との連携により、登下校時における見守り活動やあいさつ運動等を通して、児童生徒の見守り体制を整備する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、可能な限り管理者やプロバイダーに対して速やかに削除依頼するなど必要な措置を講じる。また、積極的に法務局等の人権擁護機関や警察に相談し協力を求める。
- ・インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく渋川警察署と相談して対処する。
- ・いじめの背景は児童生徒本人や家庭の問題、学校の問題、学校間の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や必要に応じて「吉岡町いじめ問題対策連絡協議会」を組織する関係機関、他校等との連携を図る。

(6) 「いじめ解消」についての考え方

- ・いじめは、関係児童生徒間の謝罪のみをもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている

ことを教育委員会と情報を共有して確認する必要がある。

①いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等によりさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。また、行為が止んでいない場合は、改めて、「学校いじめ対策組織」の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

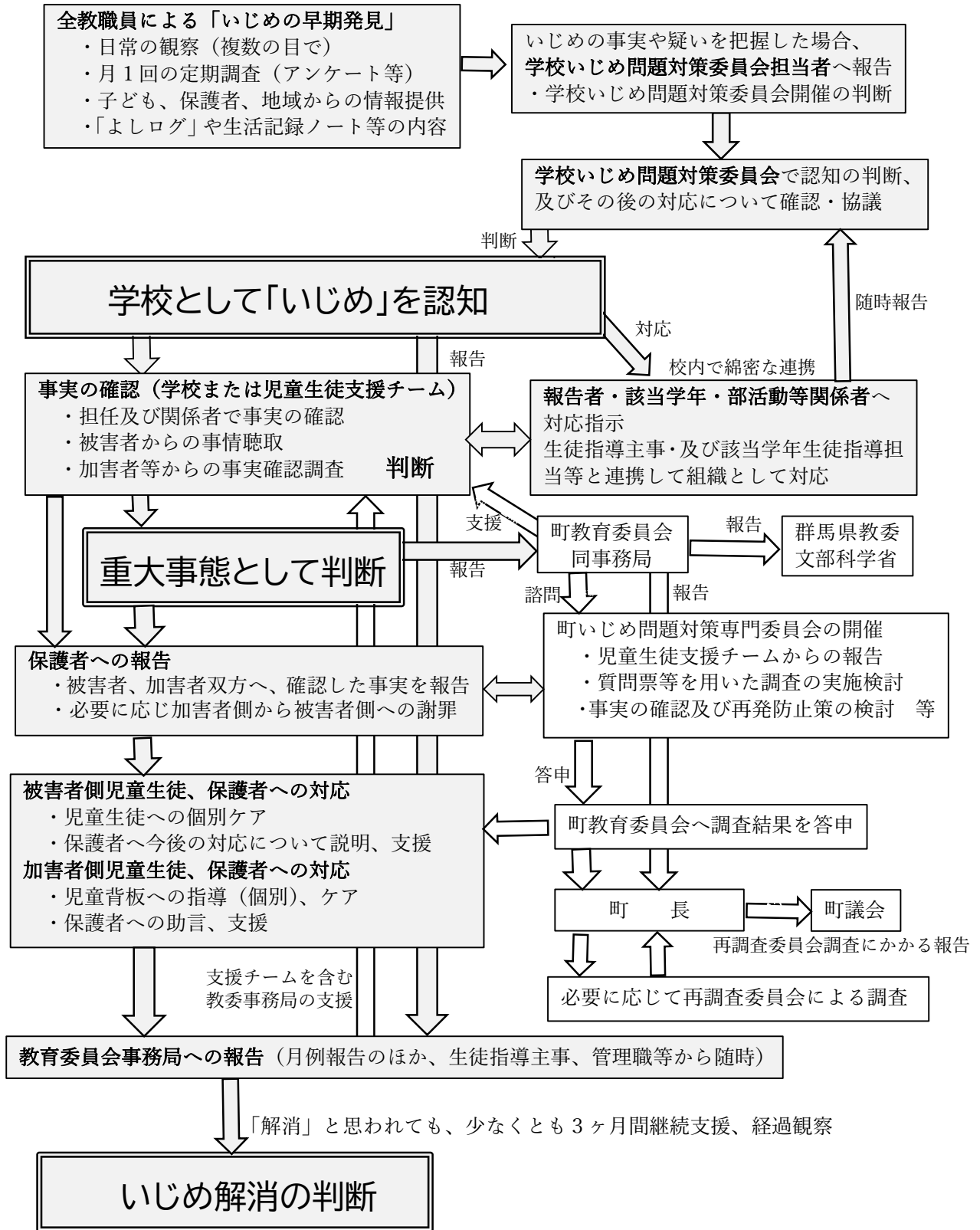
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

- ・いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けている児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があると自覚する。
- ・「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを立案し実行する。
- ・学校の教職員は、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

※学校におけるいじめに対する対処フローチャート図について

- ・学校におけるいじめの早期発見の方法、いじめの事実や疑いを把握した場合の学校の組織的な動き、認知したあとの具体的対応、重大事態として判断した際の教育委員会の動きなどについて、基本的な流れを次ページにフローチャート図として示す。

《学校におけるいじめに対する対処フローチャート図》



第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の捉え方

法第28条第1項に示されているとおり、次の2つの場合を重大事態と捉える。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

②の「相当の期間」とは、法の規定に基づき30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合、学校の設置者及び学校は調査に着手する。

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性がある。そのため調査しないまま、いじめの重大事態ではないと判断してはならない。

(2) 重大事態への基本的な対処方針

- ・重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、学校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・特に緊急対応が必要な重大事態が発生した場合には、群馬県教育委員会と連携してスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を要請するなどの対応をする。

- ・調査については、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて判断する。その際は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）の内容を基本とする。
- ・学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると教育委員会が判断した場合は、教育委員会主体の調査を実施する。
- ・学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導・支援をする。

（3）学校における具体的対処

- ・学校は、「学校いじめ対策組織」において正確な事実確認のための調査を行い、教育委員会に報告する。その際、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために「事実関係を明確にする」ことが大切である。いつ（いつ頃）から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係、学校や教職員がどのように対応したかなどを、可能な限り網羅的に把握し記録する。その際、「事実」と調査者の「所感」は明確に分けて記録する。

①いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個別の事案が広く明らかになることから、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する等、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査に配慮する。

②いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- ・学校は、いじめの事案を受けて、どのような指導やケアを行ったのか、その後の経過や対応はどのように継続されたのか、その後の児童生徒や保護者からの対応への要望はなかったのか等の事実を、記録しておく。

(4) 教育委員会・町の具体的対処

- ・学校から重大事態発生の報告を受けたとき、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて教育委員会で判断するとともに、速やかに定例または臨時の教育委員会会議及び町長に報告する。
- ・重大事態の報告を受けた際、「児童・生徒支援チーム」を学校に派遣し、学校と連携して対応する。
- ・学校が調査を行う場合には、教育委員会は、調査及び情報提供について必要な指導及び支援をする。
- ・「児童・生徒支援チーム」による問題解決が困難な事案の場合等、教育委員会が必要と決定した場合、「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」にて当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・また、「児童・生徒支援チーム」による調査結果について、保護者等が改めて第三者による調査を希望した場合にも、「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」によって調査する。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に情報を提供する。
- ・町長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- ・なお、重大事態の発生や当該重大事態に係る事実確認を明確にするための調査等を行った場合は、「いじめ重大事態に対する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）に則り、群馬県教育委員会を通じて文部科学省担当課へ必要な報告を行う。

《 自殺の背景等の調査における留意事項 》

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮することを最優先に実施する。

いじめが要因として疑われる場合の背景等の調査については、以下の事項に留意の

上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ◇ 調査を行う組織については、「吉岡町いじめ問題対策専門委員会」を活用する。メンバーは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない第三者であることを確認し、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ◇ 背景等の調査に当たっては、当該児童生徒の家族の要望・意見に十分に耳を傾けるとともに、できる限りの配慮と説明をする。
- ◇ いじめの疑いがあることを踏まえ、当該児童生徒の家族に対しては、主体的に、在校生への質問調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ◇ 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、当該児童生徒の家族と合意しておくよう努める。
- ◇ 背景等の調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ◇ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ◇ 学校が調査を行う場合、教育委員会はその情報の提供に関して、適切な指導及び支援をする。
- ◇ 情報発信・報道提供については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や保護者・遺族の心情への寄り添いの必要性、子どもの自殺の連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、情報提供の在り方には特に配慮が必要である。

2 調査結果について

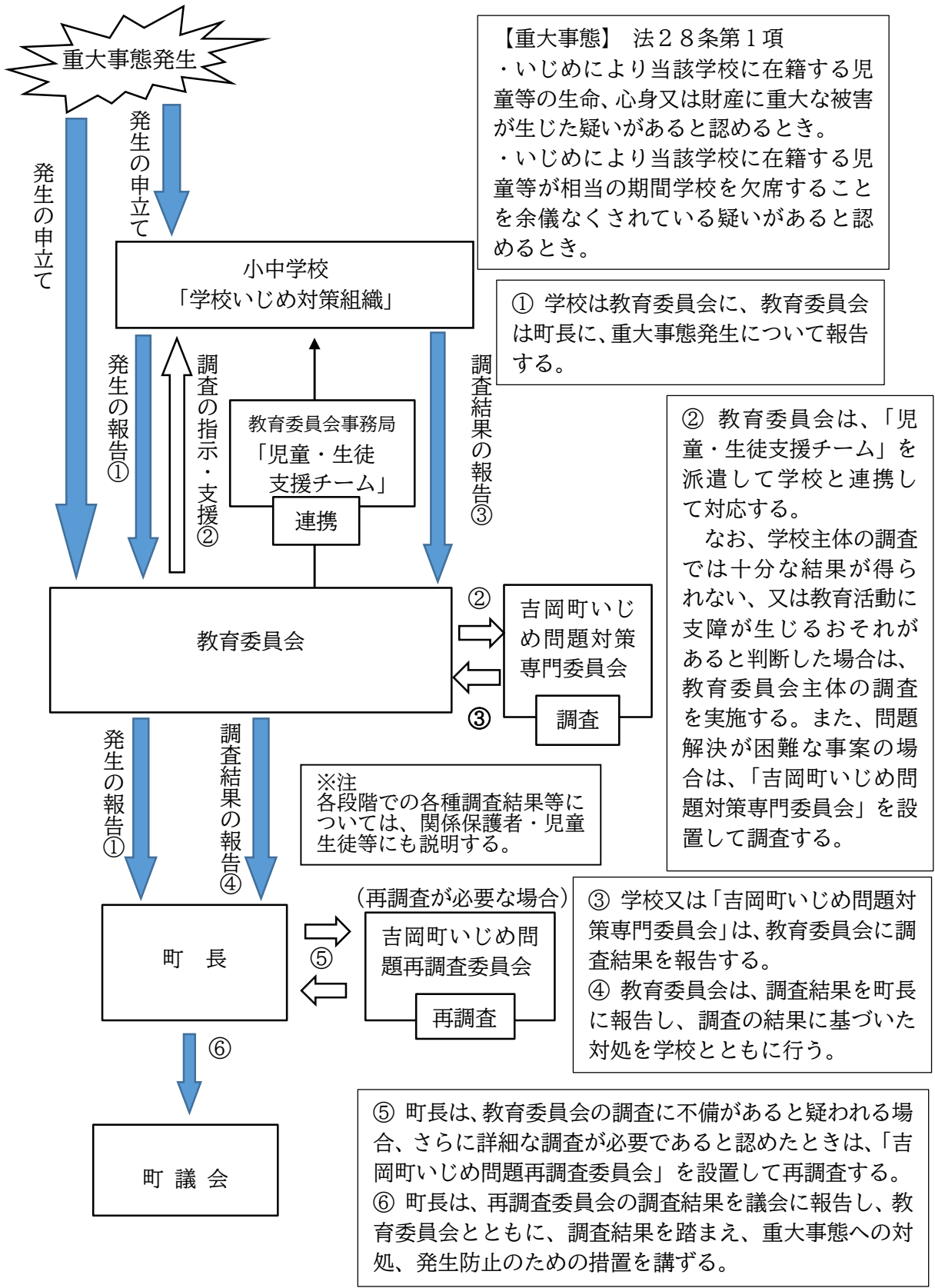
(1) 調査結果の提供及び報告

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ・質問調査の実施によって得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その調査対象となる在籍児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・教育委員会は、重大事態に係る調査結果について町長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて町長に報告する。

(2) 町長による再調査及び報告

- ・重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めたときは、再調査を行うことができる。
- ・再調査を行うに当たっては、「吉岡町いじめ問題再調査委員会」を設置して行う。
- ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ・再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

《重大事態発生時の対処フロー》



第5章 推進にあたっての留意事項

1 基本方針の見直し

- ・国の状況や本町の実施状況等を勘案し、必要があると認められたときは、その結果に基づき基本方針の見直し等必要な措置を講じる。

2 基本方針等の公表

- ・吉岡町いじめ防止基本方針及び各校の学校いじめ防止基本方針はHP上に公表する。

資料

いじめ防止対策推進法

(平成25年法律第71号) 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護する

ことが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努める

ものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者

並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共

有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例

(令和4年条例第25号)

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第9条）

第3章 吉岡町いじめ問題対策専門委員会（第10条—第16条）

第4章 吉岡町いじめ問題再調査委員会（第17条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、吉岡町（以下「町」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき町が設置する吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会及び吉岡町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、吉岡町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 連絡協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 吉岡町いじめ問題対策専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、吉岡町いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第12条 専門委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、専門的知識及び経験を有する者並びに教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第13条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第14条 専門委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員（臨時委員を除く。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第16条 第5条、第6条及び第8条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるのは「専門委員会」と、第8条中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第4章 吉岡町いじめ問題再調査委員会

(設置)

第17条 法第30条第2項の規定に基づき、吉岡町いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 再調査委員会は、吉岡町長(以下「町長」という。)の諮問に依り、第11条第2号に掲げる事項に係る調査の結果について調査審議する。

(任期)

第19条 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する町長の諮問に対し再調査委員会が最終的な答申を行う日までとする。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(準用)

第21条 第6条、第8条及び第12条から第14条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第12条中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「この章において」とあるのは「第4章において」と、「教育委員会」とあるのは「町長」と、第13条中「教育委員会」とあるのは「町長」と、「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第14条中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年吉岡村条例第48号)の一部を次のように改正する。

吉岡町いじめ防止基本方針

- ・平成27年6月作成
- ・令和5年3月改定
- ・令和8年4月改定

吉岡町教育委員会